

令和 7 年度札幌市雪対策審議会 第 1 回予算規模小委員会

会 議 録

日 時：2025 年 8 月 21 日（木）午前 10 時開会
会 場：ホテルモントレエーデルホフ札幌 12 階 ワグナー

１．開　　会

○事務局（白石財政部長）　定刻となりましたので、札幌市雪対策審議会第１回予算規模小委員会を開催いたします。

私は、本日の進行役を務めさせていただく札幌市財政局財政部長の白石です。どうぞよろしく願いいたします。

◎挨拶　　撓

○事務局（白石財政部長）　初めに、事務局であります札幌市を代表しまして、財政局長の笠松よりご挨拶を申し上げます。

○笠松財政局長　皆様、おはようございます。

札幌市財政局長の笠松です。

本日は、札幌市の雪対策に関する予算規模小委員会の第１回目を開催させていただきましたところ、委員全員の皆様にご出席をいただきまして、本当にありがとうございます。また、日頃から市政全般についてご理解いただいていることに対し、この場をお借りして御礼を申し上げます。

さて、ご案内のとおり、札幌市は現在、人口減少局面を迎えておりまして、税収につきましても減収が予想されているところです。しかしながら、札幌市民の生活や市民サービスの水準を安易に減じることはできませんので、今後とも、引き続き、持続可能な施策の運営に努めていきたいと思っているところです。その中で、市民の皆様の大きな関心事の一つである雪対策や除排雪につきましては、今後も、札幌市として重点的に取り組んでいかなければならないと考えているところでして、雪対策、除排雪につきまして、委員の皆様方に予算規模の観点から様々なご意見をいただきたく、このたび小委員会を開催したところです。本日は第１回の会議ですので、札幌市の置かれた財政状況、除排雪予算の分析等について事務局から説明させていただきますので、皆様方からは、積極的にご発言をしていただければと思います。

また、この小委員会、さらには、小委員会の上にある雪対策審議会でご審議いただいたことは、市民の方々にご理解をいただくことが一番重要だと思っております。そういう観点から、雪対策、除排雪に関する広報、市民へのご理解につきましても、直接的には予算規模小委員会の任務ではありませんけれども、札幌市としては注力をしていきたいと考えているところです。

本日は、専門的な見地から、また、生活者の目線から多様なご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではありますが、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（白石財政部長）　まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。

本日は、次第、座席表、委員名簿、事務局説明用資料の４種類をお配りしております。

配付漏れ等がございましたら、挙手にてお知らせいただければと思います。

次に、小委員会委員の皆様の委嘱についてです。本来であれば、お1人ずつお渡しさせていただくところですが、時間の都合上、あらかじめ机上に委嘱状を用意させていただいておりますこととお許しいただきたいと思います。

続きまして、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。本日は、5名の委員全員にご出席をいただいております。それでは、宇野委員長からお席の順にお名前を読み上げさせていただきますので、お一人ずつご挨拶を頂戴できればと思います。

北海道大学公共政策大学院教授の宇野委員長です。宇野委員長には、札幌市雪対策審議会の委員としてもご出席いただいておりますとともに、第1回札幌市雪対策審議会にて本小委員会の委員長をお願いし、ご承認をいただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○宇野委員長 皆さん、おはようございます。北海道大学の宇野です。

予算規模の観点から雪対策を考えるということでございます。一方で、住民生活とのバランスについて、この部会において委員の皆さんと幅広く議論させていただけたらと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（白石財政部長） 株式会社道銀地域総合研究所の伊藤委員です。

○伊藤委員 今ご紹介をいただきました道銀地域総合研究所の伊藤と申します。

私は、北海道銀行の系列のシンクタンクで、普段は北海道の地域経済や景気の動向の調査研究、情報発信といった活動を主に行っております。一方で、それらに加えて、地域の中小企業の実際の新規事業の創出のお手伝いもさせていただいております。

地域経済や中小企業といった民間企業の実務の視点から、除排雪予算について意見や議論ができればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（白石財政部長） 市民委員の白川部委員です。白川部委員には、札幌市雪対策審議会の委員としてもご出席をいただいております。

○白川部委員 おはようございます。市民委員の白川部と申します。

私は、民間の会社に勤めておりまして、営業の仕事をしております。その中では物流に関わるお仕事をさせていただいておりますので、冬の北海道、札幌市の除排雪は私の仕事もかなり影響があります。また、私は中学校から札幌に長く住んでおりまして、アルバイトで稼いだお金で自分の家の敷地の雪を民間事業者に持っていつてもらったのが初めての親孝行でした。雪は、札幌市民にとって、暮らしにも、仕事にも、とても密接であると考えております。

私も、一市民として、また、一社会人としての視点から、札幌市の除排雪の将来を一緒に考えさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（白石財政部長） 俳優、タレントの千堂委員です。

○千堂委員 おはようございます。千堂あきほと申します。

本日は、このような大役を仰せつかり、大変身が引き締まる思いであります。

私自身は、専門知識などは何もありません。ただ、札幌に在住して15年になります。雪と向き合いながら子育てをし、生活をしてまいりました。雪のことでこのように札幌市がお話しされる場があるということを知りませんでした。今回、ご指名をいただき、よりよい札幌市になり、北海道でいい暮らしをするための雪対策と向き合えること、また、この機会をいただけたことにとても感謝しています。

皆さんとよりよい札幌市をつくっていければと思いますし、いい話合いができればと思っています。

よろしくお願いします。

○事務局（白石財政部長） 北海学園大学経済学部教授の西村委員です。

○西村委員 皆様、こんにちは。北海学園大学経済学部の西村と申します。

私の専門は地方財政という分野でありまして、財政の厳しい自治体の財政再建や健全化、あるいは、行財政改革といったことに関心を持っております。特に、地域の持続可能性はどうすれば実現できるのかに強く感心を持っております。

今回、この小委員会の委員に選んでいただきました。私も、千堂委員と同様、北海道出身ではないですが、札幌在住23年目になりまして、非常にいいまちだなと思いながら暮らしております。今後も、住みやすいまちを持続していくためにどういうことをしていけばいいかを真摯に考える機会にできればと思っております。

どうぞよろしくお願いします。

○事務局（白石財政部長） 続いて、事務局である札幌市の職員を紹介させていただきます。

改めまして、財政局長の笠松です。

税政部長の柏原です。

財政部公共施設マネジメント担当課長の橋本です。

財政部財政課長の岬です。

税政部固定資産税課長の菊池です。

なお、本日は、事務局である財政局のほか、札幌市雪対策審議会の関係部局でありますまちづくり政策局、建設局、総務局、市民文化局も出席しております。出席者のご紹介は以上になります。

なお、報道の皆様の撮影はここまでとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これ以降の議事の進行につきましては宇野委員長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

2. 議 事

○宇野委員長 それでは、早速ですが、次第に沿って進めさせていただきます。

配付されている資料について、事務局から説明をお願いいたします。

なお、資料の内容が多岐にわたりますため、テーマごとに区切って事務局から説明をいただき、その都度、質疑、意見交換を行っていきたいと思います。

では、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（橋本公共施設マネジメント担当課長） 私から、お手元の資料に沿ってご説明させていただきたいと思います。正面の画面にも表示しておりますので、ご参考にご覧いただければと思います。

まず、表紙をおめくりいただきまして、目次をご覧ください。本日の内容は、大きく分けて3点ございます。

1は、7月2日に開催された第1回札幌市雪対策審議会についての概要の振り返りです。2は、札幌市の財政状況についてです。3は、第1回札幌市雪対策審議会において、委員の皆様からご提案あるいはご質問などをいただいた内容についてです。

それでは、資料をおめくりいただきまして、3ページをご覧ください。1の第1回札幌市雪対策審議会の概要についてです。こちらは振り返りの形になりますので、ポイントを絞ってご説明をさせていただきます。

まず、札幌市が置かれた状況ですが、既に人口減少局面に入っております。人口の将来見通しのグラフを載せておりますけれども、右端をご覧くださいますと、2060年—令和42年には159万人と、人口全体の20%近くが減少する見通しとなっており、特に中ほどの薄い水色の生産年齢人口については40万人、33.1%が減少する推計となっているなど、社会全体として担い手不足や税収の減少などの問題が避けられない状況になる見通しです。

続きまして、4ページをご覧ください。札幌市の除排雪作業の変遷についてです。

左のグラフの一番上のオレンジ色の線は札幌市が管理している道路延長の伸びを表しておりまして、そのすぐ下の紫色の線は除雪をしている道路延長の伸びを表しております。除雪延長は昭和47年と比べて5倍に達しておりまして、右側のイラストにありますとおり、札幌市全域で雪が降った場合に一晚で行う除雪作業の総延長は5,400キロメートルに上り、石垣島まで往復できるような距離となっております。

次に、5ページをご覧ください。雪対策に対する市民ニーズについてです。

市民意識調査における結果をグラフに表しておりますが、毎年行っている調査の結果、力を入れてほしいと思う施策、事業の中で除雪に関することは、この5年間、ほかの項目に比べて常に高い状況が見てとれます。

続いて、6ページをご覧ください。

市民ニーズの高い雪対策ですが、担い手不足という課題がございます。左にある表のとおり、除雪従事者の高齢化が進んでおりまして、50%以上の方が50歳以上という状況です。10年後あるいは20年後に半数以上が退職を迎え、担い手不足がより深刻化している可能性が考えられます。

加えまして、右のグラフにございますとおり、除雪の主な担い手となっていた建設業の有効求人倍率が4倍を超えておりまして、四つの会社が1人ずつ採用したいと思った場合に1社しか採用できる方が見つからないような状況になっております。このような状況ですので、高齢化が進んでも新しい従事者の確保が困難となり、将来的に除雪従事者が不足し、現行どおりの除排雪作業を続けること難しくなっていく可能性が考えられます。

続きまして、7ページをご覧ください。

冬の市民生活に直結する除排雪、雪対策について様々な視点で検討を行うべく、札幌市雪対策審議会を立ち上げ、検討を始めているところです。審議会では、中央の囲みにある1から4の課題を設定しまして、特に課題3が予算規模小委員会の関係部分となります。健全な財政運営の見地から雪対策予算規模をご検討いただきたいというものになっております。

また、下の点線囲みの中ですが、短期、長期の二つの視点でご検討をいただければと考えております。

さらに、下段に目指す姿がございしますが、人口減少や担い手不足など、社会情勢の変化や大雪などの気象の変化に対応し、市民が将来にわたり安心して冬季の生活を送れる持続可能な雪対策の実現を掲げておりまして、これに向けてのご議論をいただければと考えております。

続きまして、8ページをご覧ください。こちらは、審議会と小委員会の位置づけについてまとめたものです。

審議会には、除排雪手法小委員会と予算規模小委員会の二つを設置しております。

予算規模小委員会では、市財政の課題を整理し、今後の除排雪経費の規模の方向性をご検討いただきまして、札幌市雪対策審議会へご報告をいただくこととなります。その後、審議会におきましては、各小委員会からの報告を踏まえた方向性の整理がなされるという流れになっております。

続きまして、9ページをご覧ください。雪対策審議会のスケジュールを想定としてまとめているものです。

今年度から審議会でご審議を始めていただきまして、いただいた答申を基に、札幌市では、来年度の令和8年度に雪対策に関する基本方針、翌令和9年度には現行の基本計画である札幌市冬のみちづくりプラン2018に代わる新たな雪対策の基本計画の策定を目指しているところです。

1の第1回札幌市雪対策審議会の概要についてのご説明は以上です。

○宇野委員長 ただいま事務局より1の第1回札幌市雪対策審議会の概要について説明をいただきました。

これを受けて、委員の皆さんからご質問やご意見を頂戴したいと思います。

ご発言される方は、挙手をお願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

○宇野委員長 それでは、資料説明に戻りたいと思います。事務局から次の説明をお願いいたします。

○事務局（橋本公共施設マネジメント担当課長） 11 ページからの2の札幌市の財政状況について、引き続き私からご説明させていただきます。

まず、11 ページをご覧ください。初めに、札幌市の予算規模と支出の内訳についてです。

上のテキストにありますように、令和7年度予算は過去最大の1兆2,666億円となっております。左のグラフの近年の推移をご覧くださいと思いますが、令和3年度と比べて令和7年度は1,500億円余り増えておりまして、予算規模が年々大きくなっていることが分かります。

右側の円グラフには、令和7年度予算の歳出、支出の内訳を示しております。赤線で囲った部分は義務的経費と呼んでいるものです。円グラフの下の方の四角囲みに説明を記載しております。法令などで支出が自治体に対して義務づけられている経費でして、内訳は大きく三つございます。

まず、扶助費は福祉関連の経費でありまして、4,185億円と金額が最も大きく、歳出予算全体においておよそ3分の1を占めております。

二つ目の公債費は、施設整備などで市債を発行して資金を調達した場合、家計でいいますと、家を建てるときにローンを組んでお金を借りた状態とだけいただければと思いますが、そうした資金調達の後は10年、20年あるいは30年かけて返済していくための償還金ということで、元金分と利息分を合わせて932億円となっております。

三つ目の職員費は職員の給与などで1,634億円です。

これらの義務的経費は自治体が任意に削減したり調整したりすることが難しく、この経費が増えますと、残りの裁量的な施策の余地が狭くなってしまいます。令和7年度予算ですと、事務的経費の合計が6,751億円となっており、円グラフの2分の1を超え、全体の53.3%に当たります。

それから、円グラフを青色で囲っている部分は建設費となっております。道路、橋などの整備や学校、児童会館、市営住宅といった市有施設の整備費用に関する部分です。

12 ページをご覧ください。ただいま触れました義務的経費と建設事業費の推移をグラフで表したものです。まず、左のグラフの義務的経費についてです。5年間の推移を表しておりますが、金額の伸びとともに、歳出総額に占める義務的経費の割合も近年は上昇傾向です。先ほど申し上げた財政運営の自由度が狭まっている状況です。特に、一番下の扶助費の伸びが大きく占めております。

右側の建設費についても上昇傾向です。資材・人件費の上昇が続いている影響を色の濃い部分で表しております。下に説明がございましたように、令和3年度からの資材・労務費の上昇分の内訳を示しております。札幌市では、1972年の東京オリンピック開催、そ

れから、政令指定都市に移行した以降、１９８０年代までに、都市の成長と人口増加に伴い、多くの公共施設を整備してまいりました。それらの更新時期が一斉に訪れるため、今後も建設費の増加が見込まれます。単価関係以外の色の薄い部分が令和５年度、６年度で飛び出しておりまして、令和７年度は少し下がっているように見えますけれども、数百億円規模の事業である清掃工場の建て替えがございましたので、そのピークが過ぎ、令和７年度にその分が下がったためです。また、建設費は市債で資金調達して代金を支払うことが多いため、先ほど義務的経費でご説明しました公債費にこの金額の多寡が影響してまいります。

１３ページをご覧ください。「アクションプラン２０２３」策定時の見通しと比較した令和７年度予算についてです。

「アクションプラン２０２３」は、前回の市長選挙後に、公約を着実に実現し、まちづくりを進めていくための指針として策定した５か年の中期実施計画の名称です。二つのグラフはいずれも令和７年度の予算を指しておりますけれども、左側はアクションプランをつくった２０２３年当時の見通しを表しております。

左側にある歳入は１年間の収入、歳出は支出を表しておりまして、歳出全額を賄えるだけの歳入が必要ですが、赤字で左上に記載の２０５億円という数字は、見込むことのできる歳入を足し合わせても不足していた部分になります。こちらを、家計で言う貯金である基金を取り崩して補う予定でした。

しかしながら、右側のグラフが実際の令和７年度の予算ですけれども、収支不足の額が２７２億円になりまして、右側の四角をご覧くださいますと、税金などの歳入の伸びよりも歳出の伸びが大きかったことが要因となりまして、アクションプランをつくった時点から６７億円ほど収支状況が悪化しております。

１４ページをご覧ください。こちらには、もう少し長い目で５年間の収支見通しをまとめたものを載せております。

上のテキスト部分に記載がございますが、義務的経費の増加や物価高騰の影響などにより、令和６年度以降において事業費が増加し、収支不足を補完する基金活用額が増加することで基金残高は減少の見込みです。前のページでご説明しました令和７年度で申しますと、赤字の基金活用額は、左側のアクションプラン策定時の表では２０５億円、右側の令和７年度予算編成を行った時点の表では２７２億円となっております。

右側の表は、令和７年度までの状況を踏まえ、令和９年度までの見通しを更新した結果、ページの下段の緑色の枠に白抜きで記載のとおり、令和９年度末時点の基金残高の見通しが当初の見込みよりも１５０億円減る見込みとなりまして、財政状況が厳しくなっていることの表れと捉えています。

１５ページをご覧ください。札幌市の財政状況のまとめです。

上から一つ目の囲みですけれども、令和７年度予算としましては、ご説明を申し上げたとおり、扶助費の増加、公債費の増加、職員費の増加といった歳出の増加が税金の増加を

上回っている状況にあり、収支が悪化しております。先ほどは三つの基金の合計額で表しておりましたが、家計で言う普通預金に相当する財政調整基金の残高で申しますと、アクションプラン策定当時は令和4年度の決算で残高314億円が令和7年度末の残高の見込みでは122億円と、大きく減少する見通しとなっております。

中段の青色の囲みの中期財政フレームは、先ほど前のページでご覧いただきました5か年の財政運営見通しのことです。義務的経費、建設費については、物価上昇等の影響で今後も増加すると見込んでおります。

これらの状況を踏まえ、一番下の財政運営の視点ですが、厳しい状況ですので、事業費の精査、節減や歳入確保といった見直しを継続し、将来世代に過度の負担を残さないための選択と集中による財政運営が今後必要であると考えております。2についてのご説明は以上です。

○宇野委員長 2の札幌市の財政状況について、委員の皆様からご質問やご意見を頂戴したいと思います。

○伊藤委員 札幌市の財政状況に関し、非常にコンパクト（な説明）で大変分かりやすく理解することができました。現状を踏まえ、今後どのような財政の見通しを立てていくかが非常に重要だと思います。

私は地域経済や世界経済を見る仕事をしているのですが、今後の財政を考えていく上で、今、潮目がやや変わってきていると感じておりまして、一つ目は物価で、二つ目は金利です。

物価の話に関しては、物価高騰の影響で歳出が膨張しているというお話がありましたし、後々の除排雪費用のところなど、非常に多岐にわたる影響があると思います。皆さんもスーパーで買物をするとな値段が上がっているのを実感されていると思いますけれども、2022年頃から、消費者の物価で見ると年率3%程度上昇していきまして、それがほぼ毎年続いている状況です。同じサービスを提供するだけでもコストが数%上がっていくという環境が続いていくと思いますので、この辺をどう見ていくのかが一つのポイントになると思います。現在、見通しをつくる中でどのように見ていращやるのか、気になったところでは。

もう一点は、金利です。先ほど、公債費の話もありまして、市債で調達している部分がありますけれども、ご存じのとおり、2024年3月に日本銀行はマイナス金利を解除し、今、市中の金利が徐々に上昇基調にあります。ですから、新規発行する市債の利率が今後は恐らく上昇しますし、直近を見ても、日銀の金利が上昇した1年前から比べると足元の市債の利回りが1%を超えております。その直前であれば0.2%、0.3%ということで、この1年ぐらいで1ポイントぐらい上がっていますので、利払いの増加をどのように織り込んでいくかだと思います。

いずれも外部要因であり、市の財政にとっては向かい風になりますけれども、向き合っていく現実なのかと思い、意見として申し上げました。

○事務局（笠松財政局長） ご意見ということですので、お答えという形にはなっていないかもしれませんが、伊藤委員がおっしゃるご懸念はまさにそのとおりです。一番悩ましいのは、伊藤委員もご案内のとおり、今後景気・経済がどうなるかが全く分からない状況であることです。そうは言いながらも、我々は札幌市の財産を預かっているものですから、なるべく経済の見込みをきちんと立てながら今後の財政運営をしていかなければならないと思っております。

今後の見込みについては、伊藤委員からもいろいろとアドバイスをいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○宇野委員長 ほかにございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○宇野委員長 なければ、資料の説明に戻ります。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（橋本公共施設マネジメント担当課長） 続きの資料をご説明させていただきます。

資料の16ページをご覧ください。3の第1回札幌市雪対策審議会における委員からのご提案について、準備ができたもののご説明をさせていただきます。

1枚おめくりいただきまして、17ページをご覧ください。こちらは、委員からご提案をいただいた内容をまとめております。

まず、宇野委員長からは3点ございました。

1点目は、雪対策関連予算が増加してきている要因について、どのようなものかというご指摘、2点目は、他の自治体と比較して札幌市の雪関連予算はどのような状況と言えるのか、3点目は、主要な収入である今後の税収についてどのように見通しているのかといったご質問でした。

続いて、入澤委員からのご指摘です。

1点目は、ガソリン税暫定税率分を廃止せずに札幌市の除排雪費用に使用するよう国に要望してはどうか、2点目は、宿泊税の税収を除排雪に係る新規の財政需要に充てることを検討してはどうか、3点目は、除排雪費用に充てる目的のために新たな税一例として観光除雪税を創設することはできないのかといったご指摘でした。

このうち、宇野委員長の2点目のご指摘の他の自治体との比較につきましては、調査に時間を頂戴したいため、次回のご報告を考えておりますけれども、それ以外の項目について、以降のページで順次ご説明をさせていただきます。

19ページをご覧ください。3の（1）の除排雪費用の推移についてです。

まず、これまでの雪対策の予算、決算の推移を表したグラフがありまして、労務費や物価、燃料費の高騰などの年々の増加により、左端の平成26年度から右端の令和6年度の予算の10年間で97億円の増、割合にして1.54倍に増えております。

20ページをご覧ください。予算の比較についてです。

決算につきましては、その年の降雪量の多い少ないや気象の状況によって大きく変動しますので、その年度に当たってどういう費用でどのような除雪を考えていたかという予算で推移をご説明します。

左端のグラフが平成26年度、右端が令和6年度でして、97億円の増加ということです。グラフの一番下にございます薄いグレーの雪対策関係費は、ブルドーザーやグレーダーなどの除雪機械の購入や整備、また、融雪施設などの施設関係、ロードヒーティングなどの設備関係を賄っている経費です。右をご覧くださいますと、ここの増加幅はそれほどでもなく、グラフの上の部分の緑色で塗っております道路除雪費分で97億円の増加となっております。増加の要因の大きなところはこちらにあると見ております。

右側には、スタートの平成26年度と令和6年度を横に倒したグラフで内訳を表示しております。

下の平成26年度をご覧ください。左端の薄い緑色は、雪が降った際に車道から雪を除ける車道除雪で、25億円となっております。その横のやや濃い緑が歩道除雪、その隣が融雪剤をまいたりする凍結路面对策、その他は関係経費です。一番大きいのは右のピンク色の運搬排雪になりまして、溜まった雪を雪堆積場まで運ぶことに最も人手とお金がかかっております。その隣のクリーム色の雪堆積場管理については、運搬排雪で運んだ先を雪堆積場と呼んでおりますが、こちらの中でも人を配置して重機を動かして中の管理をしております、その経費が19億円となっております。その隣の薄い青色はパートナーシップ排雪を表しております。町内会に一定の費用負担をいただき、行政との費用分担で生活道路からの排雪を行っている事業です。その横は、トラックの貸出しを行っております市民助成トラックです。下にまとめておりますけれども、増加幅としましては、①の車道除雪、②の運搬排雪、③の雪堆積場管理費、④のパートナーシップ排雪が大きいと見ております。

続きまして、21ページをご覧ください。雪対策費用が伸びた要因についてです。

一つ目のテキストですが、車道除雪、運搬排雪などは、除雪機械やトラックの運転手、交通誘導員などの人件費の割合が大きく、労務単価の上昇による影響を受けやすいです。左側のグラフは、国土交通省が掲載している公共工事の設計労務単価の全国平均です。

一番左の平成26年2月で1万6,190円という単価です。こちらは建設事業者に対して支払う1人当たりの日当単価で、会社側が持つ経費も含んだ金額になります。これが一番右側の令和7年3月の時点では2万4,852円となっており、吹き出しにあるように8,662円、割合にして53.5%の増ということで、大きな伸びが続いている状況です。

2点目は、除雪機械やトラックを動かすための燃料単価も上昇傾向にあります。右側のグラフは、軽油の道内の店頭小売価格の推移をまとめたものです。平成26年度もやや高かったのですが、全体としては、令和7年度に向かって12.7%の増ということで、単価が上昇傾向にありまして、こちらについても雪対策経費の増に影響している要素だと捉

えております。

22ページをご覧ください。先ほどは単価面のお話でしたが、次に、作業水準、作業量のレベルアップに伴う除排雪費用の増加についてご説明させていただきます。

左上の四角囲みの平成27年度からの交差点排雪の強化は、金額にして7億円の増となっております。交差点の排雪については、幹線道路同士がぶつかるところについては見通しが悪くならないようにより丁寧な排雪に努めておりましたけれども、生活道路と幹線道路がぶつかる箇所についても強化をするということで、箇所数を増やして対応してきました、現在も続いております。

次に、左下の令和5年度からの雪堆積場の増強についてです。写真でうずたかく積もっているのが雪堆積場に集められた雪でありまして、左下の入口という看板の横には重機が載っております。令和3年度の大雪で大変な状況になりましたので、そういった大雪に備えて雪堆積場を5か所増強し、その管理費を増加させているものです。

右に移りまして、上の令和5年度からの大雪時の早期排雪はプラス15億円となっております。同じように、令和3年度の大雪を受けまして、大雪となった際の早期排雪にかかる費用を当初予算で確保しておくものです。例年よりも早く、12月中旬や1月上旬に判断しまして、その時点で積雪深が一定以上あり、今後の大雪への備えが必要と考えられ、いち早く運搬排雪を行うことが必要なときのための備えという位置づけで予算を確保しております。

もう一点、右下の令和元年度からのバス路線の排雪強化は、2億円の増となっております。バスレーンや道路幅員、路肩の狭いバス路線について、円滑な運行ができるように排雪の強化に取り組んでいるものです。

こういった増加要素について、下のほうにまとめております。平成26年度から令和6年度の10年間で労務単価、燃料費、諸経費が増加したことに加え、消費税率が令和元年度に8%から10%に上昇したことによって60億円程度、その他作業水準のレベルアップなどによって37億円程度、除排雪費用が増大している状況です。

23ページをご覧ください。ここまで、費用が増加してきた関係のお話をさせていただきましたが、一方で、除排雪作業の効率化に向けた取組も行っておりますので、ご紹介させていただきます。

まず、左上の囲みの新川融雪槽の能力増強についてです。令和3年度に融雪能力を1.5倍に増やす工事を実施しております。札幌市では下水処理場のことを水再生プラザと呼んでおりますけれども、新川水再生プラザの下水処理水には一定の温度がございますので、そこにダンプトラックで運んだ雪を入れまして、融かしながら流していくことで、郊外に配置が多い雪堆積場まで運ばなくとも雪処理ができ、比較的都心に近いところでも処理ができるということで活用しております。緑の矢印の効果ですが、ダンプトラックの運搬距離縮減、運搬排雪費用の削減につながっております。

次に、左下のロードヒーティングの停止についてです。平成10年度からの取組となっ

ております。道路上にロードヒーティングを設置して急な坂道や曲がり角の雪を融かして安全を確保している箇所がありますが、その中でも勾配が緩く、100メートル走って6メートル上がる6%以下の路線については、安全性を検証しながら停止しております。平成10年度から令和6年度までに全体の約3分の1に当たる10万平米ほどのロードヒーティングを停止しております。今後も、安全性を検証しながら、この取組については継続したいと考えております。効果としては、古くなったロードヒーティングの改修費や設備を動かすための光熱費の削減につながっています。

次に、右側の新たな車両管理システムの導入についてです。令和4年度からの取組で、雪を雪堆積場に持っていく公共排雪車両の台数の集計のためにRFタグというものをつけたカードを持ちまして、認証装置にかざすことで人手をかけて行っていた集計作業を効率化するというものです。3の(1)についてのご説明は以上です。

次に、3の(2)のご説明を続けさせていただきます。1枚おめくりいただきまして、25ページをご覧ください。

今後の税収の見通しにつきまして宇野委員長からご質問をいただいていた部分についてです。

まず、右下に書かせていただいておりますが、社会情勢の変化などを踏まえた新たな推計については、作業にお時間をいただきまして、次回の小委員会においてご報告させていただきたいと思っておりますけれども、こちらのページでは、「アクションプラン2023」策定時の推計についてご説明をさせていただきます。

将来人口推計により、税目ごとに推計、計算を行っているものになりまして、一番左の令和5年度で総額3,501億円でしたが、これを令和34年度まで推計しております。

グラフの一番下から二つのグレーの固定資産税とオレンジ色の都市計画税については、推計の考え方が右側にございますけれども、人口推移との関連性が薄いため、同額で固定をして推計しておりました。

続きまして、その上の青色の個人市民税、赤色の入湯税についてです。入湯税は、金額が小さいためにグラフ上は非常に見にくくなっている恐縮ですが、緑色の市たばこ税の少し上に見えるやや赤い線です。この二つにつきましては、15歳以上の人口の減少に連動するものと捉えて試算しておりました。

さらに、その上の黄色の法人市民税、緑色の市たばこ税、濃いオレンジ色の事業所税については生産年齢人口の減少に連動させて、その上のピンク色の軽自動車税については総人口の減少に連動させて推計を行っていました。

2023年度当時の推計では、令和5年度の3,501億円から令和34年度には3,195億円ということで、総額ベースで申しますと8.7%ほどの税収の減少を見通していたところ です。

一旦、事務局からの説明はここで区切らせていただきます。

○宇野委員長 3の(1)と(2)について説明をいただきました。

委員の皆様からご質問やご意見を頂戴したいと思います。ご発言される方は挙手をお願いいたします。

○白川部委員 私から2点質問があります。

まず、20ページの除排雪費用の推移についてです。

市民助成トラックは、第1回雪対策審議会の資料でこういったもののかの説明を受けているので、承知しています。パートナーシップ排雪のことはよく知っていたのですが、市民助成トラックがあるということをそのときに初めて知りました。

かなり古い制度になっていまして、例えば、町内会にトラックを持ってきて、雪を入れて捨てるというものだったと思うので、パートナーシップ排雪と置き換わってきたのかと思います。

これは、単純に利用が減っているから3億円から1億円に予算が減っているのだと思いますが、この制度を維持していくコストが逆にかかっているとか、実際に3億円から1億円に減った以上に事務的負担やスキームとしての維持に費用がかかるなど、将来的になくしていくご検討はされていますか。それとも、むしろコストがよいから盛り返していく方向とか、将来的なご検討はされているのでしょうか。

まず、こちらについてご回答をいただけたらと思います。

○事務局（櫛井事業課長） 雪対策室事業課長の櫛井と申します。

現在は、パートナーシップ排雪制度と市民助成トラック制度の二つがございまして、市民助成トラック制度のほうが古い制度です。

市民助成トラック制度の内容としては、雪を運ぶダンプトラックを札幌市が無償でお貸ししますが、ダンプに雪を積み込む作業、例えば積み込む機械の手配や現場の調整などは地域の皆さんで行っていただくものです。

ただ、地域の方たちも高齢化してきていて、そういったことが難しいということで、後継の制度として出てきたのがパートナーシップ排雪制度です。

現在の利用率はパートナーシップ排雪制度が95%程度となっており、残りの5%ぐらいが市民助成トラック制度です。札幌市からこちらに移行してくださいという働きかけは特におらず、地域の状況に合わせてどちらかの制度を選択してくださいというお知らせをしているところです。

○白川部委員 今のご回答に対してですが、制度として大幅に見直すことは今のところは考えておらず、やりたいという方がいれば、既にある制度ですから、どうぞお使いくださいということではよろしいでしょうか。

○事務局（櫛井事業課長） そのとおりです。

ただ、今、生活道路の除排雪の在り方も検討している中では、パートナーシップ排雪制度が見直されると同時に、市民助成トラック制度も併せて見直すことになっていくと思っております。

○白川部委員 もう一点です。

23ページをご覧ください。

前の22ページでは、除排雪費用の増大要因として、これに7億円、これに3億円といった書き方がされています。これは推計は難しいかもしれませんが、逆に、札幌市が新川融雪槽の能力を増強したことによって、しなかったときに比べてこれだけの縮減効果がありましたとか、ロードヒーティングを毎年少しずつ停止していくことによって労務単価や燃料費が高騰していく中で結果的にこれぐらい圧縮できましたとか、そういう見せ方をさせていただくことはできますか。

○事務局（櫛井事業課長） 新川融雪槽につきましては、一旦の試算は可能かもしれませんが、その時々で雪堆積場の場所が替わったりすることで運搬距離が変わってくるのです。新川融雪槽を使い出したときから運搬距離がその年々で変更されていることから、一律で出すのはなかなか難しいです。ただ、目安として出すことはできると思います。

ロードヒーティングについては数字として出すことが可能かと思いますが、今のところ、概算で言うと、電気代として年間で10億円程度がかかっております。資料にもあるとおり、使っている3分の1を停止していますので、その分の電気代は軽減できていると考えています。

○事務局（橋本公共施設マネジメント担当課長） 削減や効率化につながっている効果を出すために、ロードヒーティングで言うと光熱費がこのぐらい浮いている一方で、安全確保のための経費などもありますし、記載の改修費についても都度かかってくるものがどの程度なのか、次回までに整えてご報告させていただければと思います。

○宇野委員長 ほかにございませんか。

○西村委員 今の話と関連です。

パートナーシップ排雪制度について、町内会の負担が重いということで、現在、見直しを進めていると伺っております。既に実証実験を行うとともに、排雪の水準を見直すことによって労務費などの費用の節減にもつながるかのような話もあると伺っております。私は親審議会に参加していないので、そのあたりを確認できればありがたいです。

○事務局（若林計画課長） 雪対策室計画課長の若林と申します。

今ご質問にありましたパートナーシップ排雪制度についてお話しさせていただきたいと思います。現在、生活道路対象としている路線が市内に3,800キロメートルありまして、そのうち約7割の約2,600キロメートルでパートナーシップ排雪制度と市民助成トラック制度を市民の方にご利用いただいている状況です。その費用としましては、行政の負担分と地域の負担分を合わせて約45億円になります。例えば、全ての生活道路3,800キロメートルを今と同じ排雪量で作業するとした場合、約68億円、およそ1.5倍の費用がかかると試算しております。あわせて、作業員も同じく1.5倍ぐらい必要になります。

このような状況で、パートナーシップ排雪制度をそのまま置き換えるのは難しいと考えているところです。

○西村委員 市の財政に対する影響は、余計かかるのか、多少抑えられる要素があるのか、確認したいです。

○事務局（若林計画課長） 今お話ししたのは、パートナーシップの作業を置き換える場合です。例えば、作業期間を少し延ばし、排雪量を抑制した試算では約３５億円です。ただ、雪の降り方や抑制の量によって変わってくるのですけれども、試算としては３５億円＋αでかかる見込みと除排雪手法小委員会ではご説明させていただきました。

○西村委員 やり方によっては多少の節減はできるけれども、市の負担は増える方向だということですね。

○宇野委員長 ほかにいかがですか。

○伊藤委員 質問が二つです。

２０ページについてです。

道路除雪費が増大していて、どの費目も大なり小なり増えているというのがよく分かりました。中でも一番大きいのが運搬排雪で、増加幅とウエイトが一番大きく、全体の３分の１ぐらいを占めているのかなという印象です。

これは確認ですけれども、運搬排雪ですから、単純化して考えた場合、恐らく、雪の量と距離が掛け合わされて費用の規模が決まるのかと思ったのですけれども、その理解で間違っていないのでしょうか。雪の量と距離で見ますと、どちらがコストアップの要因になっているか、もし分かれば教えていただけますでしょうか。

○事務局（櫛井事業課長） 一般的に大雪が降ったときには、一気に補正予算を組まなければならなくなりますので、雪の量のほうが響いてくるかと思います。

○伊藤委員 もう一点ですが、除排雪の費用の中にはグレーダーやロータリーなどの除雪車両の購入費や維持費は含まれているのでしょうか。それとも、別の費用になるのでしょうか。

○事務局（櫛井事業課長） 含まれております。

○伊藤委員 それは、費目で言うとどちらに該当しますか。

○事務局（櫛井事業課長） それぞれの工種でそれぞれの機械が使われておりますので、それぞれの工種に機械損料と燃料代も含まれております。

○伊藤委員 除排雪手法小委員会でも、市が管理している除雪車両が増加傾向で、更新の費用が増大しているという話があったので、それがどの辺に寄与しているのか、お伺いしました。

○事務局（櫛井事業課長） 補足です。

今見ていただいている左側の棒グラフは、上が緑色で下がグレーになっておりますけれども、下のグレー部分に除雪機械の購入費を含んでおりまして、札幌市で購入している費用分がそちらに含まれております。

○伊藤委員 分かりました。

○宇野委員長 ほかにございませんか。

○西村委員 25ページの税収の見通しについてです。

これを市民の方が見たときに、本当にこうなるのかと疑問を持たれる方もいるのではないかと思います。といいますのは、今後も人口が減少していくのは恐らく確実で、その影響として歳入が減っていくことは理解できるのですが、他方で先ほど伊藤委員からもございましたように、物価が上昇しております。その中で賃金も上がって、名目所得が増えていきますと、市民税の所得割などが既に上がってきていると思いますし、今後も、国でも、物価高も含め、3%超の名目GDP成長率を目指している状況ですので、そういったことも勘案すると、税収はもう少し上振れしていく可能性があるかと思います。

将来のことは分からないということが大前提ではあるのですが、とはいえ、経費も税収の伸び以上に上がっていきますので、歳入が上振れしそうだからいいのだ、余裕があるのだといった単純な話にはもちろんならないと思います。

財政の推計については、次回、また改めてご報告をいただけるということですので、どのような方法で出そうと考えているのか、お伺いできればと思います。

○事務局（笠松財政局長） まさしく委員のおっしゃるとおりです。この税収の推計は、25ページの一番上に書いてありますとおり、「アクションプラン2023」を2年前につくったときに試算した中期財政フレームの数字のうちの税収分を載せております。

委員からご指摘をいただいたように、実質と名目をどう考えるかについてですが、実質は生の数字ですし、名目は簡単に言うと物価高などを考えなくてはなりません。アクションプランをつくったときには、支出も実質という考え方でつくっておりますので、歳入と歳出はどちらも実質という考え方でつくっていることをご理解いただきたいです。

もう一つご理解をいただきたいのは、委員は重々ご承知かと思いますが、名目で税収を推計するのはなかなか難しいということです。私の記憶が正しければ、財務省におきましても税収の推計は公式には発表しておりません。それは、恐らく、委員がおっしゃるような名目をどのように捉えるかも公表していない要因の一つになっていると思います。

委員のご指摘の名目の考え方をどのように取り扱っていくかは、次回までの大きな宿題とさせていただきます。

我々としての拠るべき根拠は、25ページの右側に書いてある「推計の考え方」です。将来推計人口は、2015年の国勢調査を基準に、札幌市で推計しているものでございまして、それを基に税収も推計をしていく手だてしか今のところはないのかなと思っております。例えば、市のたばこ税につきましては、生産年齢人口15歳以上に連動させているのはおかしい点もありますので、市のたばこの過去の売上げの伸びや減少を勘案して推計していくこともできると思っております。

また、固定資産税と都市計画税の推計については、そもそも人口と連動するわけでもございせんし、こちら辺を今後どのような推計していくのか、第2回の小委員会までに悩みなが考えさせていただきたいので、大きな宿題として引き取らせていただきます。

○宇野委員長 ほかにございせんか。

私から一つだけ質問させてください。

スライドの22ページで、雪対策予算の増大ということで、作業水準をレベルアップしたというお話と物価上昇で60億円程度ということが書かれておりましたが、受け手側からしたときの満足度を把握されているのか、お伺いしたいと思います。

これだけ作業水準をアップすると、雪が降ってもかなり過ごしやすくなったなと感じていただけているのか、あるいは、作業の方の労務単価が上がっている中で、しっかりと委託費が上がって、この物価高の中でも生活できる水準をきちんともらっていると感じていらっしゃるのか、受け手側の情報を何かお持ちでしょうか。なければ、次回以降に何か資料をいただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局（茂木雪対策室長） まず、作業のレベルアップ前後を検証した市民の満足度につきましては、特に数値で表せるような調査を行っていないこともありまして、数値的には言えないのですが、除雪については市民要望が高い状況がずっと続いておりますので、この数値をもって満足していただいているのかどうかを判断することになると思います。

また、除雪費が労務単価に的確に反映されているかどうかにつきましては、除雪をやっている事業者と定期的に懇談の場を持たせていただきまして、満足していただいている部分があれば、費用をもう少し上げていただけないかといった要望をいただいている部分もございます。今後、全体を通して話をしながら、ご理解をいただけるように進めていきたいと思っています。

○宇野委員長 ほかにございませんか。

○千堂委員 正直、ほかの委員の皆さん方の質問で、私が聞いてみたいことを全部聞いていただいたので、ここで学んでいるような状況ですが、多分、市民の皆さんもこういうことをやっていること自体が分からないし、目の前にある雪以外のことは全く分からないという状況だと思います。ですから、満足する、しないに関しても、今、お宅に行って一人ずつにいかがですかと聞いていかないと分からないような気がします。

家の周りに雪が多いときと大して降っていないときがありまして、除雪車が来たときに、今日はやらなくていいのではないかなと思うときと今日はお願いしますみたいなときがあるのです。雪の降り方も違いますし、それに合わせた除排雪の在り方があるのだろうという想像はつきます。

私は、本州から引っ越してきて、雪に感動したのです。すごい、雪だ、雪を排雪する車があると感動しまして、どちらかというと、雪に対して、札幌はすごい、こうやって持っていてくれるのだと思っています。そのことに関してはすごく感謝していますし、ありがたいなと思っているのですが、それが必要なときとそうではないときがあると思うのです。

また、私自身は子どもたちと雪を楽しんでいます。家の周りが大変だったら、自分たちで雪を片づけて、かまくらをつくったりして向き合ってきたのです。市民がちょっと我慢

をと言ったら変ですけども、今回、市民代表の立場として、もう少し市民が参加できることを教えていただければ、それを市民のみんなで話し合っ、雪に対してもう少し入り込んでいいのかなと感じました。

○宇野委員長 財政局長、何かありますか。

○事務局（笠松財政局長） 私も一札幌市民ですので、市民の満足度ということの実感としては、今、千堂委員がおっしゃったように、一人一人の方にお聞きしていかないと分からないですし、一人一人の考え方も違ってくるのかなと思っております。

また、冒頭にご挨拶で申し上げたように、この小委員会・審議会の委員の方々にご議論をいただいて、結論を得て、それを踏まえて最終的に市で結論を出していくこととなりますが、それを市民一人一人に届くような形で、それが広報なのか、情報発信なのかは札幌市で今後考えていくことだと思いますけれども、一人一人の市民の方に届いて、そして納得していただく、また、納得をしていただければ、更に札幌市で考えていくということが重要なのかなと、今、千堂委員のお話を聞きながら改めて思わせていただきました。

○宇野委員長 作業水準はしっかりレベルアップしているわけですけども、それがどういうふうに市民生活の向上に結びついているのか、これからも検証していただけたらと思います。ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○宇野委員長 それでは、次の資料に参ります。

説明をお願いいたします。

○事務局（柏原税政部長） ここからは、税政部より資料のご説明をさせていただきます。
27ページをご覧ください。

7月2日に開催したこの小委員会の上位にございます札幌市雪対策審議会におきまして、入澤委員より、今、国で審議されているガソリン税の暫定税率について、廃止せずに道路を除排雪するための予算に使わせてくれと国にかけ合っ、ガソリン税の暫定税率から除雪にお金を使うという考え方ができないのかというようなご発言がございましたので、この予算規模小委員会で検討することとしました。

左側のポンチ絵は、1リットル180円とした場合のガソリンの価格の内訳となっております。本体価格107円に数種の税金が乗っております。揮発油税及び地方揮発油税の本則税率と、その上に赤色で暫定税率と記載してございますが、今回のご提案はこの赤字の部分になります。

右側にご説明を三つ記載しております。一つ目のポツにございますとおり、これはいずれも法律で国税と決まっております。このため、二つ目のポツですが、暫定税率の廃止分を札幌市という一地方公共団体の必要経費に充てるという考え方は不適當であり、仮にその考え方が認められるとしても、札幌市だけに適用される特別な法律が必要となると考えております。また、三つ目のポツですが、後ほどご説明しますけれども、地方公共団体には課税自主権というものが認められておりますので、特有の財政需要があるならば当該団体で

法定外税を新設すればよいと国から指摘されることが予想されます。

なお、一番下の米印ですが、地方揮発油税は国が徴収をした後に全額が地方に配分されるものですが、令和5年度における札幌市への配分額の約19億円のうち、暫定税率に相当する部分は約2.9億円でございまして、除排雪の費用の規模からすると少額です。

続きまして、29ページをご覧ください。

これも同じく7月2日の審議会で入澤委員より、例えば観光除雪税のような形で宿泊税に上乗せをし、札幌市民の負担を減らしていくのはどうかとのご発言がございまして、小委員会で検討することとなったものです。

後日、入澤委員のご発言について検討させていただきまして、その趣旨を、宿泊税の税収を除排雪に係る新規の財政需要に充てることを検討してはどうかというご提案と、除排雪費用に充てる目的のために新たな税を創設することはできないかというご提案の二つに分けて検討させていただくことにしたところです。

29ページは、その一つ目の宿泊税の税収を除排雪に係る新規の財政需要に充てることを検討してはどうかという点についてです。

こちらに記載しているのは、昨年、宿泊税の導入に際してのパブリックコメントを実施した際の資料です。その資料の中で、考え方として、赤色の線で小さいのですが、宿泊税の使途については、次の分野を中心に既存事業の拡充や新たな事業を構築するために活用するとしております。そして、分野の例として、時計台と除雪車の絵がございまして、拡充、新規の除排雪の経費に充てることをイメージしたものでございます。

ただ、具体的な使途につきましては、宿泊税がスタートする来年度の予算編成において、関係部局において検討していくこととしております。

続きまして、31ページをご覧ください。除排雪費用に充てる目的のために新たな税を創設することはできないかという点についてです。

地方公共団体が新たに税制の面で財源を設けることにつきましては、大きく二つの方法がございまして、一つは、法定外税を新設すること、もう一つは、既存の税に上乗せをする超過課税を行うことです。順番にご説明いたします。

まず、地方公共団体が課税をしている税目につきましては、地方税法という法律に具体的に明記されております。ここには地方税法の条文の抜粋を記載しておりますが、第五条2項で、「市町村は、普通税として、次に掲げるものを課する」として、一として市町村税、二として固定資産税云々と記載されております。次に、3項では、「市町村は、前項に掲げるものを除く外、別に税目を起して、普通税を課することができる」としてございまして、これが法定外普通税を新設する根拠となっております。なお、普通税とは、税金の使途が特定されずに徴収される税金のことを指します。

また、6項では、「市町村は、前二項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる」として、都市計画税などが規定されております。7項

では、「別に税目を起して、目的税を課することができる」となっておりまして、この部分が法定外目的税を新設する根拠となります。

目的税は、先ほどご説明しました普通税と対比をされるもので、特定の経費に充てる目的で課される税金のことを指します。札幌市が令和８年４月に新たに導入することとした宿泊税はこの法定外目的税に分類されるものです。

続きまして、３２ページをご覧ください。除排雪費用に充てる目的のために法定外税を新設する場合に考えられる主な論点を挙げております。

１点目は、除排雪について、何に課税をするのかを特定する必要があるという点です。

何に課税をするのかを「課税客体」と申しますけれども、例えば、札幌市が令和８年に導入する宿泊税におきましては、宿泊行為や飲食行為、物品購入行為などの中から何に課税するのが適当かという点が議論されました。その結果、実際に札幌市では、宿泊行為を課税客体として決めたところです。

次に、２点目は、除排雪に係る受益者または原因者に対して課税することが適当と考えられますけれども、それをどのように定義するかという点です。

全国の法定外税の新設の事例を見ますと、大きく分けまして、受益者に課税をする場合と原因者に課税をする場合がございます。例えば、宿泊税であれば、宿泊者が受ける利益、受益があると認められるので、受益者に課税することとなります。また、ほかの市町村では、産業廃棄物に関する法定外税がありまして、産業廃棄物業者が原因者となり、課税をしているところです。

一方、除排雪費用について考えてみますと、受益者は広範囲に及びますし、また、自然現象ですので、原因者は誰なのかということになります。

なお、法定外税を新設するに当たりましては、総務大臣の同意が必要となっておりまして、以下の三つの要件に該当しない限り、総務大臣は同意をしなければならないと地方税法で定められております。

１点目は、国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること、とされております。

２点目は、地方団体間における物の流通に重大な障害を与えることとされております。これは、法定外税が関税のような存在となって地方団体間における物の流通に重大な障害を与えると認められることを指します。

３点目は、前２項に掲げるもののほか、国の経済施策に照らして適当でないこととされております。ここでいう国の経済施策とは、経済活動に関して国の各省庁が行う施策を指します。

続きまして、３３ページをご覧ください。新たな財源を設ける方法の一つである超過課税についてです。

超過課税とは、地方公共団体が地方税法で定められた標準税率を超えて条例で税率を定めて課税することを言います。

ここには地方税法の抜粋を載せておりまして、第1条の五のところが赤くなっておりますが、標準税率は、「地方団体が課税する場合に通常よるべき税率でその財政上その他の必要があると認める場合においては、これによることを要しない税率」とされています。その下の第310条では、個人の市町村民税の均等割の税率が規定されておりまして、標準税率は3,000円とされております。また、その下は固定資産税の税率でございまして、標準税率は1.4%とされております。この標準税率を超えて税率を定める場合を超過課税と言います。

続きまして、34ページをご覧ください。超過課税を新たに実施する場合の論点を挙げています。

まず、個人市民税の均等割は、地域社会の費用を住民が広く分かち合うという考え方に基づき、地域社会の会費としての性格を持っておりますことから、ほかの税目に比べますと公平性が高いと考えられます。また、土地を所有することに対して課税される固定資産税につきましては、除排雪との受益関係が深いと考えられるところですが、仮にそれぞれの税目で超過負担を実施するとした場合の論点を以下に挙げております。

まず、個人市民税の均等割ですが、例えば、500円を上乗せした場合、札幌市におけるその税収規模は約4.9億円と推計しているところで、令和7年度の除排雪費用の予算の約285億円に比べますと少額であるという点でございます。

次に、固定資産税についてですが、課税対象としましては、土地、家屋、償却資産の3種類がございます。ここで言う償却資産とは、法人や個人が事業のために用いる資産のことで、土地と家屋以外のことを言いまして、機械や設備が該当します。

1点目の論点として、除排雪については土地が最も受益関係が深いものと考えられますが、土地だけを取り出して超過課税の対象とすることはできないと解釈されており、例えば、屋内の償却資産のみを所有する方に対しても超過課税を実施することになります。

次に、2点目として、除排雪による受益の程度の違いがあっても税負担が一律となる点です。

例えば、駐車場として土地を利用している場合と土地を全く利用せずに空き地のままにしているような場合では、除排雪からの受益の程度は異なるものと思われかもしれませんが、固定資産税では評価額が同じであれば税額は同じとなりますので、超過課税をする場合にも同様にご負担をいただくことになるものです。

次に、3点目として、除排雪による受益の程度が同じであっても、評価額の高い資産の所有者により多くの税負担を求めることとなる点です。

例えば、間口が同じ長さの二つの土地がありまして、いずれも除排雪回数が同じ道路に面していれば、その除排雪からの受益は同じになりますが、片方の土地の奥行きが2倍であれば面積も2倍となりまして、単純計算でいうと評価額も2倍となります。一律の税率で超過課税を実施することによりまして、間口が同じで除排雪による受益の程度が同じであっても、面積が2倍の土地を所有する者は超過課税の税負担が2倍になってしまうとい

うものです。

事務局からの説明は以上です。

○宇野委員長 3のうち(3)から(5)について説明をいただきました。

委員の皆様からご質問やご意見を頂戴したいと思いますので、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

○伊藤委員 日頃、聞くことがない言葉が多く、理解するのに手いっぱいだったので、見当外れな質問をしたらすみません。

いろいろな税金の活用の可能性を税金のルールに当てはめてどういうふうに捻出できるのかというのが全体の流れかと思います。

今、現実的なものとして挙がってきた宿泊税の活用可能性についてです。

スキームをどうするかという話は当然あると思うのですが、来年度から札幌市における宿泊税を開始するというところで、報道ベースでは、宿泊税の税収見込みはたしか27億円と試算されていたと思います。そのうちの一部を除排雪に活用するとすると、どのぐらいの規模になるのでしょうか。

先ほど、暫定税率のところでは3億円、個人市民税を500円上乗せした場合で5億円を捻出できる可能性があるという話がありましたけれども、規模にすると少額であるということでした。

宿泊税の分母が27億円とすると、仮に転用した場合でも同じような規模感になってしまうので、費用対効果では、ほかに上がってきた案と同じような感じになるのかなと理解したのですが、いかがでしょうか。

○事務局（笠松財政局長） 初めに、宿泊税を導入する際に推計した数字は27億3,000万円とお示ししているところですが、令和8年4月からの導入ということで、もう一度、推計し直す前提になっていることをご理解いただきたいと思います。

委員がおっしゃるとおり、27億3,000万円の中で新規の除排雪経費の何に充てるかは、全額を使うわけにはいかないと思いますので、一部になるかと思っておりますが、29ページでお示ししているとおり、観光客の方や宿泊者の方に対する財政需要はその他にもいろいろありますので、その一部としてだけ使っていくのではないかと考えています。

詳細については、今後、令和8年4月の予算編成において、先ほど税政部長が説明したように、関係部局において検討していきたいと考えております。

○宇野委員長 ほかにございませんか。

○西村委員 三つの点についてご説明をいただきました。

最初のガソリン税の暫定税率の活用については、ご説明をいただいたとおり国税の話になってきますので、北海道選出の国会議員が問題提起をし、議論していただくことはあり得るかもしれませんが、この審議会での議論の対象にはなってくる話なのかなという印象を受けました。

二つ目の宿泊税の活用については、詳細が分からないのですが、恐らく、導入後、様々な使途で使いたいという考えがすでにある中で、除雪に大きな予算を割り振るという話にはならないのではないかと思います。

宿泊税は、今、全国で導入が広がって、学術的にもいろいろと議論されている中で、オーバーツーリズム対策の観点から、一般の行政サービスに係るものに充てていくという議論もごさいます。これから観光振興を目的とした税として導入するということですので、5年先などに改めて見直すときに、そういった視点も入ってくる可能性はあるという印象を持ったところです。

最後の新税や超過課税については、個人的には面白いと思いました。私もこの委員を受けることになったときに、そんな可能性もあるのかなと考えていました。

説明の中にもありましたが、実現可能性が一番高いのは市民税の均等割だと思います。横浜ではみどりの保全、神戸では認知症対策など、それぞれのカラーを持っていますので、札幌は雪対策をするということも一つあり得ると思いますが、ただ大きな税収を期待できるかという、それは厳しいのかなと思います。

新税に大きな財源を期待するというよりは、雪とともに暮らす札幌において、知らないうちに市がやってくれているということではなくて、自分達で税を負担しながら除排雪をやっているのだという、ある種の自治の意識や当事者意識の醸成という観点から、この委員会で導入の是非を決めるという話にはならないと思いますが、今後、新税を検討していくことも考えてもよいのではないかと思います。

○宇野委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○宇野委員長 なければ、この資料についてはここまでとさせていただきます。

多くのご意見をありがとうございました。

本委員会では、将来の雪対策の予算規模についてどの程度が適切なのか検証し、審議会本体へ報告することになります。

私としましては、事務局からの説明、あるいは委員の皆様方からのご意見を踏まえ、なかなか難しい課題だと率直に思っているところです。

本日、長時間にわたって審議を行いました。現時点で次回の議論に向けてこういう観点で検証してみてもどうかといったご意見はございませんか。

○白川部委員 最後に、この資料には載っていないのですが、伺いたいことがあります。

単刀直入に申し上げますと、市内のごみの焼却施設の排熱を融雪に活用することで、雪対策費の予算的な意味での効率化を図ることはできないかということです。

特に、敷地内に融雪施設を設け、周辺の雪を持ち込むといった方式を札幌市として検討したことはあるのでしょうか。もし検討していないならば、予算規模的に効果が見込めるか、難しいと思うのですが、今後、試算できるのでしょうか。

除排雪手法のところにも関わってくるので、この場で聞くかどうか迷ったのですが、

も、資料の23ページの新川融雪槽の能力増強のように、新たな熱源を利用するといった観点から予算効率化を図ることを考えております。特に、近場で融雪施設をつくれるのであれば、雪堆積場の維持管理費や排雪運搬における燃料費削減もできるのではないかと、また、ごみ焼却施設の熱源を活用することについては環境省などの補助金のパッケージなどを応用的に考えることはできないのかと思いつきました。

現時点でのお考えをお聞きしたいのですが、今この場でなくても、今後検討しますといったご回答になることも予想していますので、何かしらのお答えをいただければと思います。

○事務局（笠松財政局長） 白川部委員もおっしゃっていたように、それをこの委員会でやるのか、除排雪手法小委員会でやるのか、親の雪対策審議会でやるのかです。

あくまでも予算規模小委員会は、個別の事業の予算を検討するというよりは全体の予算規模を考えていくことが主流になると思うので、そこら辺を前提に、除排雪手法小委員会、親の雪対策審議会を含めて考えていきたいと思います。

○事務局（橋本公共施設マネジメント担当課長） 手元に情報のある範囲でのお答えになってしまいますけれども、補足です。

ごみ焼却処理場の排熱を活用するというご提案をいただきましたが、実は、休止中なのではあるものの、発寒清掃工場のごみ焼却から生まれる排熱、余熱を活用し、その熱を融雪槽に持って行って雪を融かす発寒融雪槽という施設は札幌市で持っておりまして、平成7年から使っています。そういった着眼点は持っておりますし、資料上で説明した下水処理場も市内に複数箇所ありまして、ごみ焼却の排熱の事例はあります。

市全域にわたる情報については、取りまとめてお答え申し上げたいと思います。

○宇野委員長 ほかにございませんか。

○西村委員 除排雪予算がどんどん増えてきているのは悩ましい状況だなと感じていますが、除排雪は、雪の多い札幌のまちで生活していく、また、経済活動を行っていく上での生命線のようなところがあり、その水準が下がってしまいますと、経済にマイナスの影響が出てくる可能性があります。輸送などの移動時間がかかるという面や、もっと長期的に言えば、札幌に投資をしてもらえなくなる、人や資本が流出してしまうなど、長期的な発展にもマイナスになってしまうおそれがあります。

即、そうなるという意味ではないですが、そうならないようにということを強く意識しながら、どうすれば除排雪予算の膨張を抑制していけるのかという悩ましい問題を考えていく必要があると思います。

その際に、除排雪予算の中でどう効率化できるのかを追求していくことも非常に重要だと思いますし、市民が参加していく、負担していくということを前向きに考えていくことも必要だと思いますが、札幌市全体で1兆円を超える予算を持っていますので、全体の予算バランスという視点も必要ではないでしょうか。

今日の委員会ではいろいろな論点を出しておいたほうが良いと思いますので、申し上げ

るのですが、２０１６年から２０２３年の市の決算を比較してみましたら、除雪費が５０億円ぐらい増えていますが、子どもの福祉は２５０億円以上増えてありますし、障害者自立支援費も３００億円以上増えておりました。そういう状況もある中で、予算が増えているから即悪い、駄目だという話ではないですし、本当に必要なお金はつけていかななくてはいけないと思いますが、これは本当に増やさなければならない予算なのかという全体を俯瞰して見る視点で考えることも必要なのかなと思いました。

もう一つは、中長期的な視点についてです。

短期と長期で検討していくということでしたが、短期では、当面の除排雪経費をどういうふうに抑制していくかを考えることになりますが、長期で考える場合、都市構造もかなり変わってくるのではないかと思います。人口がさらに減っていくことに対しては、対策も行っておりますが、それでも人口減少は止め難いという見通しであるのであれば、市外地をコンパクト化していくことを正面から考え、取り組んでいくことも必要です。これもすぐにできる話ではありませんので、時間をかけながらやっていくべきことだと思いますが、それによって１０年後、２０年後に違いが出てくるのではないかと思います。

○事務局（笠松財政局長） 三つのご指摘をいただいたと思います。

１点目の除排雪予算の増加は悩ましい問題だというのはおっしゃるとおりでして、引き続きご指導をいただきながら、札幌市全体として考えていきたいと思います。

２点目は、札幌市の除排雪経費の増加に関連して、委員にお配りした紙にも記載のとおり、子ども福祉費や障害者自立支援費が増えていることについても小委員会で議論していく必要があるのかないのかというご質問と受け取りました。

この予算規模小委員会において、子どもの福祉費や障がい者の方の支援費まで考えていくのかは、もちろん、委員長、委員とご相談しながら、今後、検討していきたいと思います。

ただし、財政局長としての考えは、除排雪経費は他の経費と比べ違っている部分があると思っております。

まず、１点目は、基本的には国庫が充当されるのはほぼ１割しかなくて、残りの９割の財源はほぼ一般財源となっています。先ほど例に挙げました子ども福祉費や障がい者の支援費は国の制度に基づいていますので、地方でも一般財源を負担しますが、国からも交付金等がある事業なので、当然、毎年、関係部局と相談しながら検討しているところですが、地方として予算規模検討の余地がなかなか少ないという部分もあります。

もう一つは、除排雪経費については、恐らく全国約１，７００市町村の中で札幌市が一番悩んでいるのではないかと思います。本州の特に南のほうでは除排雪経費という３００億円近くの予算はほぼございませんので、札幌市特有の問題だということで、今回、取り上げた課題です。ですから、除排雪経費の予算を増やすために代わりに他の経費を削っていくのだというふうに他の経費とのトレードオフで考えていくのは、いかがかと思っています。いずれにしても今後、委員長や委員とご相談しながら検討していきたいと考えて

おります。

ただ、財政局長個人としては、繰り返しになりますが、この委員会ではあくまでも除排雪経費だけの予算規模を考えていただけたらどうかと思っております。

最後に、市街地のコンパクト化についてはまちづくり政策局の都市計画部になりますが、今日は来ていないので、次回までの宿題とさせていただきたいと思っております。

○宇野委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○宇野委員長 いろいろな意見が出ておりますので、事務局に整理していただきまして、次回以降の委員会でご提示いただければと思います。

これで本日の議事を終了いたします。

事務局に進行をお戻ししたいと思います。

3. 閉 会

○事務局（白石財政部長） 皆様、長時間にわたり活発な議論をいただきまして、ありがとうございました。

また、宇野委員長におかれましては、会議のスムーズな進行をいただきまして、ありがとうございました。

今回は初回の予算規模小委員会となりましたけれども、札幌市の財政状況をはじめ、第1回雪対策審議会で提案があった除排雪費用の推移と税収の見通し、各種税制度の活用の可能性についてご説明をさせていただきました。

委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場より多くのご意見をいただいたことに心から感謝を申し上げます。

次回の小委員会では、先ほどもお話ししたとおり、新たな税収の見通しをはじめとして幾つかの宿題をいただいているところですので、ご相談をさせていただきながら整理し、第2回小委員会でご報告をさせていただきたいと思っております。

最後に、事務局から連絡事項です。

次回の第2回予算規模小委員会につきましては年内の開催を考えておりますけれども、改めまして事務局から日程調整のご連絡をさせていただきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

また、本会議の配付資料や会議録については、後日、札幌市のホームページに掲載したいと考えております。ただし、会議録につきましては、事前に委員の皆様にご確認をお願いしたいと思っております。こちらにつきましても、別途ご連絡をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上